

# 長久手市第2次地域協働計画（案）についてのパブリックコメント実施結果

令和6年3月

長久手市

## 1 実施状況

- (1) 募集期間：令和6年1月26日（金曜日）から令和6年2月26日（月曜日）まで
- (2) 計画案の閲覧場所：市役所本庁舎2階たつせがある課窓口、市役所西庁舎1階情報コーナー、西小校区共生ステーション、市が洞小校区共生ステーション、北小学校区共生ステーション、南小校区共生ステーション、まちづくりセンター、市ホームページ

## 2 意見の提出人数、件数

1人、1件

## 3 意見の内容及び市の考え方

以下の表のとおり。

意見番号	該当ページ	意見内容	市の考え方
1	—	<p>①今回パブコメを求められている計画全体について言えることですが、「みんなまち条例」第2条には「市は、他の条例、規則、計画等の制定、改廃等にあたっては、この条例との整合を図らなければなりません。」とあるにも関わらず、計画の中には位置づけに用いる上位法規・概念として「みんなまち条例」の記載がないものもあり、ここはすべての計画についてバックボーンとしての「みんなまち条例」の記載をすべきです。</p> <p>②「長久手市第2次地域協働計画案」について・・・「協働」の定義が不足しています。案・第1章「計画の策定にあたって」の項について、いきなり「多様な協働」という言葉が出てきますが、この章については第3段落「2009年3月～」を最初に置いて、まず「多様な協働」についての説明を紐解くべき。「多様」とはいいつつ、「みんなまち条例」では、まちづくりの原則として「情報の共有」「市民協働」「市民参加」が謳われているわけですから、まずは、この三原則を抑えた上での「多様」の説明をすべきです。「ながくて協働ルールブック 2010」は残すそうですが、ならばルールブックも「みんなまち条例」の施行、時代の経過に伴う協働の考え方の変化も踏まえてアップデートすべきで、現状「市民参加条例」を持たない本市の市民の助けとすべきです。(後述参照)</p> <p>③本案を策定するにあたり、コロナ禍を挟んでのオンラインでのワークショップ等市民参加を促しつつ実施されたこと、そこから「ゆるやかなつながりの強み」を導き出したことは評価するところです。しかし、全体のイメージとして2009年版から見ると抽象的概念論が多く、(2009年版には、まちセンコーディネーターの配置、協働補助金の設置など具体的な施策が謳われています。)誰がいつまでのどのようなアクションを起こすのかを謳って欲しいと思います。今後年次毎の評価が行われて</p>	<p>①について、本計画はみんなで作るまち条例に基づいた計画としています。</p> <p>②について、みんなで作るまち条例第3条において、市民は、市内に住む者の他、在勤者、在学者、在活者を含み、また、法人も含むとされています。このことから市民には様々な主体が想定され、定義することが難しいことから、「多様」という表現を用いています。「ながくて協働ルールブック 2010」については、更新する予定はありません。</p> <p>③について、本計画では、協働の主体を行政と市民に限らず、大学や企業も含めています。そして、本計画は、それぞれの主体が地域課題に向き合う協働のプロセスとその実践に向けた仕組みの記載としています。</p>

	<p>いきますが、初年度は何を評価するのでしょうか。それぞれの概念に市民参加を促しつつ計画立案する方向性・具体的なアクションを持っているのなら、もう少し具体的な課題（例えばコーディネーターの配置）についての記載が欲しい。書けないのなら初年度のアクションの方向性だけでも提示すべき。本案は全体として「分かるようで分かり難い」というのが正直な実感。</p> <p>④ほとんどの他市町では「自治基本条例」には、市民参加・協働の方法論、手続きを定めた「市民参加条例」がセットになっています。本市の場合は「みんなまち条例」がまちづくりの理念として単独に存在するため、市民はまちづくりに参加する場合、どうしたら良いのか、分からないでしょう。そのガイドとなりうるのが 2010 年に出された「「ながくて協働ルールブック 2010」の改訂です。例えば市と共催のイベントを開催したいと思う市民がこのルールブックを見て、どこへ行き誰と何を話し、どういう書類を出す必要があるかを話し、紐ついた条例を説明を得るなどができれば、市民のまちづくりのやる気をはよりクリアなるでしょう。行政はそういう支援をすべきです。2010 年版は主に市民と行政の協働のあり方を解説していますが、改訂するなら今回の案にもあるように、多様な協働、例えば「市民間」の協働など新たな協働の姿に対し行政が解説・支援する姿勢も期待されます。</p>	<p>④について、協働は、多様な主体が多様な手法で実施されていると考えており、その一つ一つをルールブックとした形で類型化し、一般化することは難しいと考えています。このことから、行政ができる支援として、まちづくりの拠点にコーディネーターを配置し、協働の実践のプロセスの中で、それぞれの主体が行いたいと考えている協働の相談や調整を行うこととしています。</p>
--	--	--